

第7期 練馬区高齢者保健福祉計画・ 介護保険事業計画

施策⑥自分にあった住まい・ 施設の選択と介護人材対策の推進

検討資料

平成29年7月6日

◎目標

介護保険施設等の整備を促進するとともに、質の高い介護サービスが提供できるよう人材の育成と定着を支援します。また、高齢者的心身の状況に合わせた住まいの選択を支援します。

◎現状

<介護保険施設等の整備>

- 介護度の重度化や認知症の症状の進行などにより在宅での生活が困難な方を支援するため、特別養護老人ホームや介護老人保健施設などの介護保険施設の整備に取り組んでいる。特別養護老人ホームについては、東京都の補助に加えた区独自の補助の実施などにより整備を推進し、平成29年4月現在、都内最多の27施設（1,864床）が整備されている。さらに、平成29年8月には2施設（204床）が開設する予定である。入所待機者は平成26年時点において約2,700人であったが、平成28年12月末時点ではおおむね半分の約1,360人へ減少している。
- 「練馬区高齢者基礎調査」によると、特別養護老人ホームの入所希望時期として、「すぐに入所したい」から「6ヶ月以内に入所したい」までを合わせると約6割、さらに「1年内に入所したい」まで合わせると約7割となっている。これに対し、練馬区施設整備調査によると、平成28年の1年間に特別養護老人ホームへ入所した方のうち、入所申込から6ヶ月以内に入所した方は約6割、1年内に入所した方は約8割となっており、希望する時期に入所することが可能な環境の整備が進んでいる。
- 「練馬区高齢者基礎調査」によると、申し込んでいる特別養護老人ホームから連絡がきた場合の対応として、「すぐに入所する」は約5割であり、「複数の施設に申し込んでおり、最も希望する施設であれば入所する」と合わせると7割近くとなっている。一方で、「すぐには決められない」と「まだ自宅で暮らせるため、お断りする」を合わせた「すぐに入所しない」は2割半ばとなっている。

◎現状

- 近年は、介護付き有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅など入居系サービスも増えている。また、認知症対応型共同生活介護（グループホーム）や定期巡回・随時対応型訪問介護看護などの地域密着型サービスも充実が図られている。地域で安心して暮らせるサービスが充実したこと、高齢者は、特別養護老人ホームだけでなく、多様な介護サービスの選択が可能となっている。
- 厚生労働省の「特別養護老人ホームの入所申込者の状況」の調査結果によると、平成28年4月1日時点の全国の申込者数は3年前の調査と比べ申込者数は約3割減少している。同じく3月に東京都から発表された調査結果においても同様に3年前と比較すると都内の申込者数は約3割減少している。
- 介護老人保健施設については、平成29年4月現在、都内最多の14施設（1,316床）が整備されている。現在、在宅復帰機能を強化し、本来の目的である病院から在宅への中間機能を果たす施設が増えている。一方で、リハビリに取り組む病院も増えている。練馬区施設整備調査によると、介護老人保健施設の過去3年の入所率の平均は約8割であり、待機者はほぼ発生していない。また、入所者に占める区民の割合は約6割となっている。
- 短期入所生活施設（以下、「ショートステイ」という。）については、平成29年4月現在、33施設（353床）が整備されている。練馬区施設整備調査によると、ショートステイの利用者は中重度の方が多く、平均利用日数は7日程度となっている。
- 介護付き有料老人ホームについては、平成29年4月現在、58施設（定員3,649人）が整備されている。練馬区施設整備調査によると、入居率は約8割となっているが、区民は入居者のうち約4割にとどまっている。入居者の約5割は要介護3以上であり、一定程度、特別養護老人ホームの代替として機能している。一方で、特別養護老人ホームへ移る方は少ない。

◎現状

- サービス付き高齢者向け住宅については、平成29年4月現在、11施設（391戸）が整備されている。練馬区施設整備調査によると、入居者のうち区民が占める割合は約5割となっている。入居者の平均要介護度は1.83となっている。
- 介護保険法の改正により、新たな介護保険施設として、「介護医療院」が創設された。「介護医療院」は、日常的な医学管理が必要な重介護者を受け入れ、看取りやターミナルにも対応し、生活施設としての機能も兼ね備えるという特色を持つ施設である。これに伴い、「介護療養病床」の転換・廃止期限が6年間延長され、平成35年度末までとなった。練馬区内には、2施設の「介護療養病床」（248床）がある。このほか、看護職員の配置が25対1の「医療療養病床」は、平成29年度末での廃止が予定されている。区内には、1施設の「医療療養病床」（44床）がある。
- 東京都では、平成30年度の保健医療計画の改定に向けて検討が進められている。将来、必要となる慢性期機能の病床数は、高齢化により増大する医療需要に対応するため、平成37年には在宅医療での対応が促進されていることを推計の基本的な考え方としている。都の保健医療計画と区の介護保険事業計画のサービス必要量に関する整合性を確保するため、関係者による協議の場が設置される予定である。

＜介護サービスを支える人材の確保・育成＞

- 区は、練馬区社会福祉事業団の運営する「練馬介護人材育成・研修センター」と連携し、人材の確保、育成、定着を支援している。
- 平成28年度から区独自基準訪問型サービスの担い手を育成する研修を開始した。前期・後期ともに定員に対し4倍以上の応募があり、あわせて126名が研修を修了した。研修終了後には、介護事業者と連携して就職相談会を実施し、修了生のうち39名が訪問サービス事業所で訪問ヘルパーとして活躍している。

◎現状

- さらに平成28年度は、区独自の取組として、区内介護事業所の採用・求人活動を支援するアドバイザー派遣や介護職員初任者研修の受講料助成、区内の主任ケアマネジャーを対象としたスキルアップ研修などを実施している。また、国の補助制度を活用することで区内介護事業所の介護ロボット購入費の助成を実施し、職場環境の改善を推進している。
- 平成29年度から新たな取組として、シルバー人材センター会員を介護保険施設での清掃や洗濯などの軽作業の担い手として活用することで、介護従事者の負担軽減を図り専門職として本来業務に専念できる環境をつくる元気高齢者による介護施設業務補助事業を実施している。
- さらに平成29年度は、介護職員実務者研修の受講料助成、主任ケアマネジャー資格更新研修受講料助成を開始した。また、介護従事者の負担を軽減する介護支援用具を介護事業所に配付することにより、介護事業所における職場環境改善、人材定着支援への取組を推進している。
- 練馬区高齢者基礎調査では、介護事業所における運営上の課題として、1位に「スタッフの確保」（約5割）、3位に「スタッフの人材育成」（約3割）が挙げられている。一方で、キャリアパスを作成している事業所は約5割にとどまっている。
- 介護職員の需要・供給推計によると、今後も介護需要が増大することから、平成29年度には都内全体で約1.5万人、2025年度には約3.6万人の不足が見込まれている。一方で、国の調査では介護福祉士の登録者のうち、実際に業務に従事している人の割合は6割弱にとどまっている。

◎現状

- 「練馬区高齢者基礎調査」によると、EPA（経済連携協定※）に基づく外国人介護人材の活用状況は、「既に活用済みである」は1.8%、「今後、活用予定である」は1.7%となっている。
※受入国はインドネシア、フィリピン、ベトナム
- 平成28年11月に入管法および技能実習法が改正された。入管法の改正では本年9月から介護が在留資格に追加され、技能実習法の改正では本年11月から介護が技能実習の対象となる予定である。今後、外国人介護職員の増加が見込まれている。

〈高齢者が安心して暮らせる住まいの確保〉

- 区は、身体機能の低下などにより自立した生活に不安がある、低所得の高齢者向けの住まいとして都市型軽費老人ホームの整備を進めている。平成29年4月現在、都内最多の9施設（定員170人）が整備されており、さらに7月1日に新たに1施設（定員20人）が開設し、あわせて10施設（定員190人）となっている。一方で、平成28年12月末現在の待機者数は、約100人となっている。
- 区立高齢者集合住宅として4か所、140戸が整備されている。平成33年以降、建物所有者との賃貸借契約が順次、契約満了を迎える予定である。

◎課題と論点

1. 介護保険施設等の整備

- 特別養護老人ホームをはじめとした介護保険施設等については、今後増加する高齢者人口を踏まえて整備を進める必要がある。
 - ⇒ 長期的な人口推計のもとに、平成37年において必要となる整備数を定め、そこから第7期期間中に整備すべき目標数を検討してはどうか。
 - ⇒ 高齢者基礎調査の調査結果や施設の利用状況を精査したうえで、今後の整備方針を定めてはどうか。
- 特別養護老人ホームを整備するためには、一定規模以上の土地を確保する必要がある。
 - ⇒ 公有地をさらに積極的に活用してはどうか。
- 東京都の保健医療計画の改定とサービス必要量について整合性を確保しながら検討していく必要がある。
 - ⇒ 保健医療計画の改定にあたっては、在宅医療での対応を推進していくこととされており、その動きを踏まえて介護保険施設等の整備目標数を検討してはどうか。

◎課題と論点

- 短期入所生活介護（ショートステイ）は、利用状況を踏まえて今後の整備方針を定める必要がある。
⇒ ショートステイの利用状況の推移や傾向などを踏まえて検討してはどうか。
- 介護老人保健施設については、早期に入所が可能な状況となっていることを踏まえ、今後の整備方針を定めることが必要である。
⇒ 介護老人保健施設の利用状況や、リハビリ等を実施している医療機関の整備状況等を踏まえて、今後の整備方針を検討してはどうか。
- 介護医療院は、対象となる区内施設について、今後の対応方針を定めることが必要である。
⇒ 区内の対象となる施設へ聞き取りを行い、運営事業者の意向を踏まえて、今後の対応方針を検討してはどうか。

◎課題と論点

2. 介護サービスを支える人材の確保・育成

- 介護職員の離職を防止し定着を図るためには、本人のスキルアップや経験を積むことによって待遇も改善していく労働環境を整備していく必要がある。
⇒ **介護事業所に対しキャリアパスの作成を支援してはどうか。**
- 外国人技能実習制度が改正され、介護職種が対象となる予定だが、経済連携協定（EPA）に基づく外国人介護職員の受け入れ実績のあった施設では、日本語の習熟に時間を見たことが課題となつた事例が見られる。
⇒ **区内の介護施設で技能実習を受ける外国人介護職員を対象とした、日本語研修などの支援を実施してはどうか。**
- 介護職員の離職を防止するためには、介護職員の負担軽減や介護環境の改善を進めていく必要がある。
⇒ **介護ロボットや介護支援用具について、介護現場における使用実績の評価等を踏まえながら、環境改善に向けた支援に活用してはどうか。**
- 介護人材を確保するためには、離職中の介護職員の復職を増やしていくことが必要である。
⇒ **練馬介護人材育成・研修センターと連携し、離職している介護士や看護師を就業につなげる支援を実施すべき。**

◎課題と論点

3. 高齢者が安心して暮らせる住まいの確保

- 都市型軽費老人ホームは入居率が高く、現在、約100人が入居を待機している。今後も増加する高齢者人口を踏まえて、整備を検討する必要がある。
⇒ 待機者数の状況や生活保護を受給する単身高齢世帯数等の推計を元に、整備目標数を検討することとしてはどうか。
- 民間賃貸住宅にお住まいの方が、住み慣れた住宅、住み続けたい地域で暮らせる環境を整備していく必要がある。
⇒ ひとり暮らし高齢者を対象に、万一の場合に備えて、葬儀・遺品整理等の支援策を講じることで、民間賃貸住宅の貸主と借主のどちらも安心して賃貸借できる仕組みを検討してはどうか(施策②の再掲)。
- 区立高齢者集合住宅について、賃貸借契約満了後の対応を検討する必要がある。
⇒ 建物所有者の意向、入居の状況、施設の管理に係る経費と効果を検証し、対応を検討してはどうか。